

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和元年  
12月10日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
道路の区域の変更(道路整備課).....
- 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 道路の位置の指定(建築指導課).....
- 公告  
契約の締結(物品管理課).....
- 教委規則  
教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則.....

### 山口県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十二月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 勝間停車場線  
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考	
最狭 一七・三	最狭 一七・三	三二・一	三二・一	道路改良工事の完了による。	

### 山口県告示第二百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十二月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 勝間停車場線	周南市大字呼坂字西馬場一三二六の五地先から 同市 同大字 同字一三二七の七地先まで	令和元年十二月十一日

### 山口県告示第二百五十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和元年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町二丁目一八一の一及び一八一の四	四・〇 五・〇	七六・七	令和元、二一、二六



(一九〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年十二月十日

山口県知事

村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立学校コンピュータ教室用機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和元年十月十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
富士ゼロックス山口株式会社 山口市小郡黄金町四番一号
- 六 落札金額  
六千六百六十二万七千七百七十五円
- 七 入札公告日  
令和元年九月六日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
購入
  - (三) 落札方式  
最低価格

令和元年十二月十日印刷  
令和元年十二月十日発行

発行人所

山口県知事



教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十四号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中

- 「1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 「1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。